

2025年9月期 京都信用金庫の現況

■ 自己資本の充実の状況等について（単体）

1. 自己資本の構成に関する開示事項

（バーゼルⅢ国内基準）

（単位：百万円）

項 目	2024年9月末	2025年9月末
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	112,130	114,439
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,500	11,385
うち、利益剰余金の額	100,744	103,168
うち、外部流出予定額（△）	115	113
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,814	5,384
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,814	5,384
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	117,944	119,824
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,072	2,621
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,072	2,621
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,072	2,621
自己資本		
自己資本の額（イ） - (ロ) (ハ)	115,872	117,202
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,335,734	1,335,215
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	55,709	51,333
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,391,443	1,386,548
自己資本比率		
自己資本比率（ハ） / (ニ)	8.32%	8.45%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しており、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年9月末		2025年9月末	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	1,335,734	53,429	1,335,215	53,408
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,304,048	52,161	1,301,022	52,040
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	6,560	262	6,036	241
地方三公社向け	66	2	110	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,643	2,945	74,117	2,964
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	9,334	373
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	570,125	22,805	452,052	18,082
中小企業等向け及び個人向け	318,272	12,730	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	156,912	6,276
トランザクター向け	-	-	512	20
抵当権付住宅ローン	108,933	4,357	-	-
不動産取得等事業向け	113,573	4,542	-	-
不動産関連向け	-	-	433,837	17,353
自己居住用不動産等向け	-	-	264,673	10,586
賃貸用不動産向け	-	-	101,034	4,041
事業用不動産関連向け	-	-	68,129	2,725
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-
三月以上延滞等	3,362	134	-	-
延滞等向け	-	-	61,634	2,465
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	5,894	235
取立未済手形	110	4	126	5
信用保証協会等による保証付	12,245	489	13,603	544
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	13,244	529	-	-
出資等のエクスポージャー	13,244	529	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	12,253	490
上記以外	83,910	3,356	84,443	3,377
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	16,384	655	16,184	647
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	24,208	968	25,311	1,012
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	43,317	1,732	42,947	1,717
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	31,562	1,262	34,152	1,366
ルック・スルー方式	31,562	1,262	34,152	1,366
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八％で除して得た額(簡便法)	123	4	40	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八％で除して得た額	55,709	2,228	51,333	2,053
BI	-	-	34,222	-
BIC	-	-	4,106	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	1,391,443	55,657	1,386,548	55,461

(注) 1. 所要自己資本額 = リスク・アセット等 × 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」「国際決済銀行等向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く「においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャー」のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年9月末計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつLMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2025年9月末計数)。

8. 単体総所要自己資本額 = 単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額) × 4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2024年9月末					2025年9月末						
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞エク スポージャー		
	貸出金等	債券・出資等	デリバティブ 取引			貸出金等	債券・出資等	デリバティブ 取引				
●地域別、主な種類別の信用リスクに関するエクスポージャー												
国内	3,635,092	1,872,422	606,852	142	11,304	3,298,056	1,890,857	646,244	110	66,968		
国外	36,163	-	35,968	-	-	33,069	-	33,069	-	-		
地域別合計	3,671,255	1,872,422	642,821	142	11,304	3,331,125	1,890,857	679,313	110	66,968		
●業種別、主な種類別の信用リスクに関するエクスポージャー												
製造業	275,049	274,837	193	17	2,520	273,589	272,103	158	1	18,433		
農林漁業	6,189	6,189	-	-	12	6,069	6,056	-	-	893		
電気・ガス・熱供給・水道業	363	363	-	-	-	376	376	-	-	-		
建設業	114,031	114,031	-	-	727	116,993	116,690	-	-	3,073		
情報通信業	12,711	12,711	-	-	503	12,311	12,297	-	-	925		
運輸業、郵便業	35,444	34,993	451	-	536	35,176	34,577	544	-	1,506		
卸売業、小売業	257,332	257,132	105	47	3,027	252,844	251,646	75	5	14,563		
金融業、保険業	373,512	12,368	32,242	47	0	354,829	12,338	29,040	103	16		
不動産業	281,134	281,041	92	-	1,250	288,685	288,409	57	-	4,748		
飲食業	65,558	65,558	-	-	455	63,829	63,763	-	-	5,214		
物品賃貸業	10,070	9,818	251	-	18	9,217	9,213	-	-	165		
宿泊業	27,265	27,265	-	-	73	26,228	26,183	-	-	1,493		
教育、学習支援業	13,672	13,672	-	-	115	14,470	14,433	-	-	225		
医療、福祉	83,378	83,378	-	-	200	85,001	84,859	-	-	3,233		
その他のサービス	119,223	119,223	-	-	1,030	124,124	123,712	-	-	5,785		
国・地方公共団体等	900,189	99,015	450,335	-	-	782,042	96,038	486,999	-	-		
個人（給与所得者等）	460,850	460,819	-	30	829	479,518	478,154	-	-	6,688		
その他	635,277	-	159,149	-	-	405,815	-	162,438	-	-		
業種別合計	3,671,255	1,872,422	642,821	142	11,304	3,331,125	1,890,857	679,313	110	66,968		
●残存期間別、主な種類別の信用リスクに関するエクスポージャー												
1年以下	499,833	276,328	35,798	132		506,684	275,092	46,673	110			
1年超3年以下	265,525	58,574	111,840	9		243,731	68,833	128,772	-			
3年超5年以下	170,077	101,351	68,725	-		265,111	177,643	51,791	-			
5年超7年以下	306,207	236,917	69,290	-		260,768	177,139	80,620	-			
7年超10年以下	343,683	273,365	62,307	-		325,115	269,050	46,020	-			
10年超	1,223,452	924,177	268,196	-		1,252,154	921,514	299,492	-			
期間の定めのないもの	862,475	1,707	26,661	-		477,560	1,582	25,942	-			
残存期間別合計	3,671,255	1,872,422	642,821	142		3,331,125	1,890,857	679,313	110			

- （注）
- 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
 - 種類別について「貸出金等」には、「貸出金」「コメント」「債務保証」及び「代理貸付」を分類しています。
 - 種類別について「債券・出資等」には、「有価証券」「商品有価証券」「信託出資金」及び「その他出資金」を分類しています。
 - 上記「業種別、主な種類別の信用リスクに関するエクスポージャー」にある業種区分「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーで、「現金」「固定資産」「繰延税金資産」等を分類しています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 - 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 - CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	2024年9月末					2025年9月末				
	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5,350	5,814	-	5,350	5,814	5,260	5,384	-	5,260	5,384
個別貸倒引当金	14,761	15,576	430	14,335	15,571	15,525	16,612	629	14,910	16,598

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	2024年9月末					貸出金 償却
	個別貸倒引当金				期末残高	
	期首残高	当期 増加額	当期減少額			
		目的使用	その他			
製造業	4,634	3,930	125	4,512	3,926	-
農林漁鉱業	288	495	32	256	495	-
建設業	610	730	16	594	730	-
情報通信業	508	530	-	508	530	-
運輸業、郵便業	723	704	19	703	704	-
卸売業、小売業	3,798	4,642	86	3,712	4,641	-
金融業、保険業	2	0	-	2	0	-
不動産業	1,048	1,048	96	951	1,048	-
飲食業	977	1,049	12	964	1,049	-
物品賃貸業	32	32	-	32	32	-
宿泊業	137	153	5	132	153	-
教育、学習支援業	125	132	-	125	132	-
医療、福祉	401	433	-	401	433	-
その他のサービス	1,054	1,277	7	1,047	1,277	-
個人（給与所得者等）	416	414	27	389	414	-
合計	14,761	15,576	430	14,335	15,571	-

	2025年9月末					貸出金 償却
	個別貸倒引当金				期末残高	
	期首残高	当期 増加額	当期減少額			
		目的使用	その他			
	3,923	4,583	103	3,819	4,583	-
	300	291	-	300	291	-
	1,013	1,068	-	1,013	1,068	-
	505	505	9	495	505	-
	677	432	248	429	432	-
	4,687	4,902	227	4,459	4,902	-
	0	0	-	0	0	-
	894	986	-	894	986	-
	1,143	1,287	6	1,137	1,287	-
	41	42	-	41	42	-
	152	156	-	152	156	-
	112	104	4	107	104	-
	370	392	18	352	392	-
	1,336	1,473	7	1,342	1,458	-
	363	385	1	361	385	-
合計	15,525	16,612	629	14,910	16,598	-

(注) 1.業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
2.国外のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金はありません。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

単体	2025年9月末					リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	24,457	-	24,457	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	440,659	158,985	440,659	158,985	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	276,531	0	276,511	0	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,032	-	1,032	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	61,901	-	61,901	-	6,036	10%
地方三公社向け	1,828	265	1,826	26	110	6%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	345,684	-	345,684	-	74,117	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	38,969	-	38,969	-	9,334	24%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	618,929	23,072	596,240	2,933	452,052	75%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	217,367	28,415	207,651	2,993	156,912	74%
トランザクター向け	-	11,398	-	1,139	512	45%
不動産関連向け	717,669	-	709,175	-	433,837	61%
自己居住用不動産向け	504,589	-	500,058	-	264,673	53%
賃貸用不動産向け	144,633	-	142,118	-	101,034	71%
事業用不動産関連向け	68,446	-	66,997	-	68,129	102%
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	44,696	536	44,293	245	61,634	138%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,192	-	6,177	-	5,894	95%
取立未済手形	630	-	630	-	126	20%
信用保証協会等による保証付	307,216	2	305,149	2	13,603	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	11,823	1,075	11,823	430	12,253	100%
合計					1,216,579	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年9月末については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額と オフ・バランスの額の合計額を除いて算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

単体	2025年9月末																
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	24,457	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	599,645	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	276,511	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,538	60,363	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,300	-	-	552	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	300,179	-	44,886	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	23,619	-	15,343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	9,036	-	-	56,120	-	20,036	-	-	-	-	-	-	45,731	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	44	-	-	2,207	-	-	-	-	-	-	-	1,139	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,139	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	50,987	23,928	93,354	76	13,668	296	37,837	429	27,242	87,804	1,228	6,735	82	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	50,987	23,928	61,639	76	-	296	37,837	-	-	87,804	-	-	82	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	31,714	-	13,668	-	-	429	27,242	-	1,228	6,735	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	46	-	-	-	-	-	-	-	-	2,059	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	565	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	630	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	169,118	136,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	1,082,686	196,395	-	410,724	23,928	158,277	76	13,668	296	37,837	429	28,381	136,160	1,228	6,735	82	

(単位：百万円)

単体	2025年9月末															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,457
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	599,645
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276,511
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,032
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61,901
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,853
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	9	-	-	-	-	607	-	-	-	-	-	-	-	-	345,684
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	38,969
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	3,106	-	370,136	-	-	95,006	-	-	-	-	-	-	-	-	599,173
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	205,178	-	-	-	-	2,074	-	-	-	-	-	-	-	-	210,644
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,139
不動産関連向け	161,441	96,985	-	-	8,418	497	-	39,957	36,110	-	378	21,713	-	-	-	709,175
自己居住用不動産等向け	145,528	91,877	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500,058
賃貸用不動産向け	-	5,108	-	-	-	497	-	39,957	-	-	-	15,535	-	-	-	142,118
事業用不動産関連向け	15,912	-	-	-	8,418	-	-	-	36,110	-	378	6,177	-	-	-	66,997
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	6,108	-	-	-	-	36,324	-	-	-	44,539
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	5,611	-	-	-	-	-	-	-	-	6,177
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	630
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	305,151
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,253	-	-	12,253
合計	161,441	305,279	-	370,136	8,418	497	109,409	39,957	36,110	-	378	58,037	12,253	-	-	3,198,832

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年9月末については記載していません。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	2024年9月末	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	1,459,059
10%	801	188,300
20%	392,203	43,208
35%	-	316,157
50%	64,665	41,717
75%	-	415,137
100%	1,421	735,539
150%	-	1,439
200%	-	-
250%	-	11,603
合計	3,671,255	

- (注) 1. 格付はJ C R、R & I等の依頼格付を使用しています。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位：百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2025年9月末			
	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,732,249	160,265	99.282	1,886,054
40%~70%	372,516	11,611	11.647	372,297
75%	315,091	15,114	11.004	305,279
80%	-	-	-	-
85%	386,624	10,714	12.330	370,136
90%~100%	121,816	13,255	12.839	118,325
105%~130%	77,864	-	-	76,446
150%	58,636	315	10.264	58,037
250%	11,823	1,075	40.000	12,253
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	3,076,622	212,353	77.991	3,198,832

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2024年9月末については記載していません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実施する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値の事です。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2024年9月末			2025年9月末		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	2,904	63,237	-	4,900	85,386	-

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について包括的手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●与信相当額の算出に用いる方式及びグロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	2024年9月末		2025年9月末	
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	54		68	
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-		-	

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

●取引の区分ごとの与信相当額

(単位：百万円)

	2024年9月末	2025年9月末
外国為替関連取引	141	111
合計	141	111

(注) 1. 「長期決済期間取引」の取扱はありません。
2. 担保による信用リスク削減手法の適用はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

■当金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当するものではありません。

■当金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当するものではありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

	2024年9月末		2025年9月末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	12,685	12,685	12,104	12,104
非上場株式等	17,542	17,542	17,523	17,523
合計	30,228	30,228	29,628	29,628

(注) 1. 「上場株式等」の「貸借対照表計上額」は、9月末日における市場価格等に基づいています。
2. 「非上場株式等」には、「その他有価証券」及び「その他資産」勘定として計上している非上場の出資等を含めています。
なお、非上場株式、出資等には市場価格がないことから、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、9月末日における帳簿価格を記載しています。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年9月末	2025年9月末
売却益	260	580
売却損	59	139
償却	14	70

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年9月末	2025年9月末
評価損益	3,565	3,685

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年9月末	2025年9月末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	115,960	93,244
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		2025年9月末		2024年9月末		2025年9月末		2024年9月末	
1	上方パラレルシフト	9,109		1,824		944		2,129	
2	下方パラレルシフト	0		1,357		5,705		7,492	
3	スティープ化	7,672		1,205					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,109		1,824		5,705		7,492	
		ホ				ヘ			
		2025年9月末				2024年9月末			
8	自己資本の額	117,202				115,872			

■本資料は、信用金庫法施行規則第135条第1項において定められている、信用金庫法第89条（銀行法第21条第7項の準用）に基づく半期開示のうち、「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」についてご説明するものです。

■本資料では単位未満を切り捨てて表示しています。したがって、項目ごとを加減算した場合、合計欄および増減欄の数値と一致しない場合があります。

■本資料についてのお問い合わせ先：京都信用金庫 総合企画部 TEL（075）211-2111